資料1 労政福祉の推進

資料1-1 沖縄県労働委員会委員任命

①組織

- ・都道府県労働委員会は労働組合法に基づいて都道府県に置かれる行政委員会であり、地方自治法の規定による執行機関である。
- ・都道府県労働委員会は労組法第 19 条の 12 により、公益委員、労働者及び使用者を代表する委員で構成される。
- ・本県の労働委員は、労組法施行令第25条の2により各委員5人、計15人で、任期は2年である。

②職務権限

労働委の職務権限は、労組法、労働関係調整法及び地方公営企業労働関係法の三法その他に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- ①労働組合の資格審査及び決定、証明
- ②不当労働行為の審査、認定、命令
- ③労働争議のあっせん、調停、仲裁
- ④公益事業に関する争議予告通知の受理

③任命手続き

労組法第19条の12第3項及び同法施行令第21条第1項の規定により、労働者委員、使用者委員はそれぞれの関係団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命する。

4)委員

当委員会の第 23 期委員は、令和3年 12 月 15 日に任命され、その任期は令和5年 12 月 14 日までとなっている。

第 23 期沖縄県労働委員会委員名簿

	公益委員	労働者委員	使用者委員
	藤田 広美(ふじた ひろみ) 弁護士	喜納 浩信(ひが ひろのぶ) UAゼンセン沖縄県支部支部長	名嘉村 裕子(なかむら ゆうこ) (株)りゅうせき取締役管理本部長兼 事業開発本部長
氏名	村上 恵美(むらかみ えみ) 弁護士	砂川 安弘(すながわ やすひろ) 連合沖縄事務局長	金城 欣光(きんじょう よしみつ) 沖縄バス株式会社常務取締役
職		棚原 初美(たなはら はつみ) 連合沖縄副事務局長	田端 一雄(たばた かずお) (一社)沖縄県経営者協会専務理事
業	上江洲 純子(うえず じゅんこ) 沖縄国際大学教授	大嶺 克志(おおみね かつし) 自治労沖縄県本部書記長	普久原 啓之(ふくはら けいし) (株)琉球銀行代表取締役専務
	戸谷 義治(とや よしはる) 琉球大学准教授	比嘉 康裕(ひが やすひろ) ホテルアリビラ労働組合委員長	大城 恵美(おおしろ えみ) (株)近代美術代表取締役

資料1-2 中小企業退職金共済制度

①制度の目的

中小企業退職金共済制度は、単独では退職金を持つことが困難な中小企業に、事業主の相互共済と国の援助によって退職金制度を設け、これによって、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に役立てることを目的として、昭和34年に「中小企業退職金共済法」により設けられた公的制度である。

中小企業退職金共済制度には、常用の従業員を対象とした一般の退職金共済制度と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者を対象とした特定退職金共済制度の2つがある。

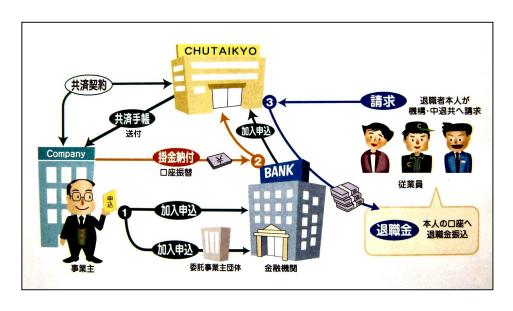
両制度の運営は、同法により設立された「勤労者退職金共済機構(機構)」が一元的に行っている。

②一般の中小企業退職金共済制度(略称:中退共)

【制度のしくみ】

事業主は、機構との間に中小企業退職金共済契約を結び、毎月の掛金を口座振替により納付する。掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税となる。

中小企業退職金共済制度は法律で定められた国の制度であり、掛金は安全に管理される。従業員が退職したときには、機構から従業員に対して直接退職金が支払われる。



【加入手続】

- ・加入の申込は、所定の申込書を銀行その他の金融機関(農協等を除く)または委託事業主団体の窓口に提出することにより行う。
- 契約が成立すると機構から事業主に従業員ごとの退職金共済手帳が送られる。
- ・すでに加入している企業で新たに従業員を採用した場合や、掛金を変更するときなど は、追加加入や掛金変更の手続きを同様に行う。
- 新規加入及び掛金増額の場合は、掛金の一部が国から助成される。
- ・沖縄市には、独自の助成制度が設けられている。

③特定業種退職金共済制度(制度のしくみ)

- ・特定業種退職金共済制度は、特定業種に属する事業者が機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、従業員が特定業種で働くことをやめたときに、機構から退職金が支給される制度
- ・特定業種には、建設業、清酒製造業、林業の3種がある。

資料1-3 沖縄県の契約に関する条例について

沖縄県の契約に関する条例(平成 30 年沖縄県条例第 41 号) 平成 30 年4月1日 施行

1 条例制定の背景

近年、社会経済情勢の変化により、公共サービスの効率化やコスト縮減が図ら れるなか、発注者である沖縄県の厳しい財政状況や事業者間での価格競争に加え、 人件費の高騰等を背景とした事業者の収益性の低下など様々な要因が重なった結 果、入札の不調・不落の発生や、良質な労働力の確保に影響が出始めるなど、公 共サービスの質の確保が懸念されています。

また、県が締結する契約については、これまで、透明性及び公平性の確保並び に品質の確保が求められてきましたが、近年では、これらに加え、県との契約に 携わる事業者等の法令遵守や、労働環境の整備、地域における雇用の機会の創出 等、社会的な要請も多様化してきました。

これらのことから、県契約に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を 定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事 項を定めるため、沖縄県の契約に関する条例を制定し、平成30年4月1日に施行 しました。

2 条例の目的(第1条)

条例は、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって「公共サービスの質の確 保及び向上」並びに「地域経済の活性化」及び「雇用の機会の創出」に寄与するこ とを目的としています。

3 条例の対象(第2条)

条例の対象となる契約は、県が事業者と締結する売買、貸借(リース)、請負そ の他の契約で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うもので す。

また、条例が適用される県の機関には、知事部局の他、企業局、病院事業局、 議会事務局、教育庁、警察本部、各種委員会が含まれます。

<条例の対象となる契約の例>

- 機械、車両、消耗品等の物品購入 パソコンやコピー機等のリース
- 建設工事、印刷等の請負○ 建設工事に係る業務委託
- 清掃・警備等の業務委託
- 通信・運搬等の役務の提供

<条例の対象とならない契約の例>

- 県が対価の支払をしない契約(県への贈与、県が貸付を行う内容の契約等)
- 事業者ではないものに対価を支払う契約(県と職員との雇用契約等)
- 規則で除外する契約(土地等の収用に係る損失補償契約等)

4 基本理念(第3条)

条例の目的を実現するための基本的な考え方として、3 つの基本理念を規定し ています。条例では、「県契約はこれらが図られるよう締結され、履行されなけ ればならない」としています。

<条例の基本理念>

- 1 契約締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されること
- 2 事業者等の適正な利益が確保されること
- 3 労働環境の整備が促進されること

5 県の責務(第4条)及び事業者等の責務(第5条)

県は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策を策定し、実施する責務があります。

また、県契約に携わる事業者やその下請負人は、県契約に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令の遵守や県契約を適正に履行する義務があります。また、事業者等は県契約に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

6 県の取組方針(第6条)

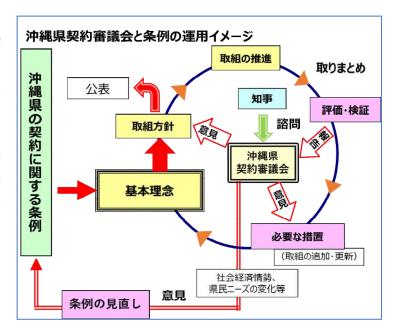
取組方針とは、県契約に関する施策を実施するに当たって、県が取り組むべき方針であり、基本理念の実現を図るための具体的な取組を、以下の3つの柱で体系的にまとめたものです。

県が取組方針を定めるに当たって、又はこれを変更するに当たっては、第三者機関である沖縄県契約審議会の意見を聴く必要があります。

- 1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項(条例第6条第2項第1号)
- 2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項(条例第6条第2項第2号)
- 3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項(条例第6条第2項第3号)

7 沖縄県契約審議会(第7条)

沖縄県契約審議会は、知事の諮問に 応じて、取組方針の策定又は変更並び にその他契約に関する重要事項につい て調査審議を行わせるために設置され た第三者機関です。審議会においた 取組方針に掲げた取組の実施状況について検証を行い、その意見を取組改善 に反映させるなど、PDCAサイクル を継続的に実施することで、取組の実 効性を高めていくこととしています。



資料1-4 労働福祉関係団体

① (公財)労働者福祉基金協会(理事長:仲宗根 哲)

【現住所】 那覇市泉崎 2-105-18 官公労共済会館 5 階 (電話 098-996-4170)

【設立年月日】 平成 16 年 12 月 17 日

【設立目的】

公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会は、沖縄県内の勤労者の福祉増進を 図り、併せて勤労者の福祉向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、 もって勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とする。これらの 目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 勤労者福祉ワンストップサービスセンター事業
- イ 勤労者福祉連帯事業
- ウ 利子補給支援事業
- エ 講演会、セミナー及び文化・健康・スポーツ事業
- 才 調查研究 · 広報事業
- カ 子育て支援・ファミリーサポートセンター事業
- キ 就労・生活支援事業
- ク 職業紹介事業、人材派遣事業
- ケ 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業
- コ 託児所及び保育所の経営、事業所内外の保育、院内外の保育の受託業務
- サ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、児童発達支援事業及び放課 後等デイサービス事業
- シ 物品等の販売、インターネットを利用した通信販売事業
- ス 地域社会の健全な発展に寄与するために必要な事業
- セ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

②(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター(ゆいワーク)(代表者:桑江 朝千夫)

【現住所】沖縄市仲宗根 35-8 (電話 098-929-4001)

【設立年月日】 平成 13 年 4 月 13 日

【設立目的】

公益財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンター(ゆいワーク)は、中小企業に働く勤労者及び事業主のために総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福利厚生の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。これらの目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に関する事業
- イ 中小企業勤労者等の健康の維持増進に関する事業
- ウ 中小企業勤労者等の老後生活の安定に関する事業
- エ 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に関する事業
- オ 中小企業勤労者等の財産形成に関する事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

③働く女性の家

働く女性の家は、女性労働者に対する相談・指導、講習、レクリエーションのための便 宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設で、現在県内1ヵ所(宮古島市)に設置され ている。

④沖縄県労働金庫(理事長:高良 恵一)

【現住所】 那覇市旭町 1-9 (電話 098-866-0236)

【設立年月日】昭和41年2月26日

【設立目的】

労働金庫は、労働金庫法(昭和28年8月17日法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のための金融の円滑化を図り、もってその健全な発展を促進するとともに、労働者の経済的な地位の向上に資することを目的として設立された「勤労者福祉金融機関」である。

資料2-1 若年者に対する職業能力開発施策

①地域若者サポートステーション

~二一ト状態にある若者の自立を支援するための地域における体制の構築~

ニート状態にある若者の自立を支援するためには、基本的な能力等の養成だけに留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要である。こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて、個別的に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが必要となっている。

このため、厚生労働省は全国に地域若者サポートステーションを設置し地域の若者自立支援ネットワークの中核としている。支援ネットワークは、県等、地方自治体の主導により構築するものとされており、地方自治体はこれを活用した若者の職業的自立支援の取組みが促進されるよう配慮することとなっている。

県内の地域若者サポートステーション

名称	所在市町村	実施団体	設置時期
地域若者サポートステーション沖縄	沖縄市	特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき	H19.6 月
地域若者サポートステーション琉球	浦添市	特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき	H26.4 月
地域若者サポートステーションなご	名護市	労働者共同組合ワーカーズコープ事業団	H23.5 月
地域若者サポートステーション宮古・八重山	石垣市	特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき	H29.4 月

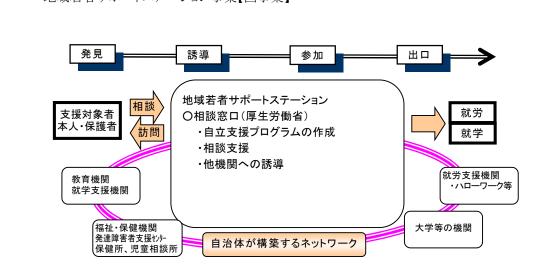
【対象者】

原則として、若年無業者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取組みへの意欲が認められる、義務教育修了後15歳から概ね39歳以下の者又は保護者

※令和2年度より40歳から49歳(就職氷河期世代)以下まで対象者を拡大

【事業の内容】

○相談事業(自立支援プログラムの作成、相談支援、他機関への誘導) 地域若者サポートステーション事業【国事業】



②その他の国の施策(参考)

若者の雇用情勢については、失業率が高い水準で推移しているほか、早期に離職する者やフリーターが増加しているなど深刻な状況にある。こうした状況が続くことは、若年者本人にとってキャリア形成の支障となるとともに、中長期的には、競争力・生産性の低下といった国の経済基盤にも大きな影響を与えるおそれがあることから、国は、新たなチャレンジを目指す若者への支援を行っている。

【年長フリーター自立能力開発システムの整備】

長期間にわたり非正規労働を継続している年長フリーター等の常用雇用への移行支援

- ・事業主主導の職業訓練、教育訓練の実施(平成19年度~)
- ・業界で有利となる資格・免許取得に必要な職業能力開発の実施

【技能検定3級】

若年者が3級技能検定制度をキャリア形成に活用できるよう、検定職種に関する専門高校、職業訓練施設等教育・訓練中のすべての者に受検資格を付与している。

○3級対象職種 ……50職種(令和4年度)

資料2-2 職業能力開発関係団体

①沖縄県職業能力開発協会

職業能力開発協会とは、職業能力開発促進法に基づき設置された法人で、都道府県及び中央職業能力開発協会との密接な連携のもと、事業主が行う職業訓練や職業能力開発の支援、技能・職務能力評価制度の普及と促進を行うことを目的とする公共的団体である。また、技能検定試験業務等の実施機関でもある。

昭和53年10月1日施行の改正職業能力開発促進法により、職業訓練法人と技能検定協会が統合され、沖縄県職業能力開発協会が設立された。

【目的】

沖縄県の地区内において職業訓練及び技能検定に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の 開発(職業訓練、技能検定その他職業能力の開発及び向上)の促進を図る。

【業務内容】

- ア 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと
- イ 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について、事業主、労働者等に対して相談に応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。
- ウ 事業主、労働者等に対して、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。
- エ 事業主等の行う職業訓練に従事する者の研修を行うこと。
- オ 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと
- カ 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。
- キ 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力についての相談その他の援助を行うこと。
- ク その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うこと。
- ケ技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務のうち県知事が定める業務を行うこと。

②那覇地域職業訓練センター

那覇地域職業訓練センターは、地域における中小企業労働者、求職者等に対して各種職業訓練を行う事業主、事業主団体等に施設を提供するほか、地方公共団体等が地域住民に対して多様な教育訓練を行う場として活用することにより、地域における教育訓練の振興を図ることを目的に昭和 58 年に雇用促進事業団(現、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)が設置したものである。

センターの管理運営については、県が同機構から委託を受け、沖縄県職業能力 開発協会に再委託し実施していたが、同機構の廃止に伴い、建物は平成23年3月 31日に県有財産として受け入れ、以降は協会に貸付を行い、技能検定事業や職業 訓練、施設提供等の事業を展開している。

③沖縄県技能振興コーナー

ものづくりに関して優れた技能、経験を有する「ものづくりマイスター」を活用した実技指導等による技能の継承や後継者の育成、地域における技能振興等のイベント等を実施している(厚生労働省委託事業)。

【主な業務】

- ・若年技能者の人材育成に係る相談・援助
- ・「ものづくりマイスター」の認定・登録
- ・中小企業、学校等への「ものづくりマイスター」派遣による実技指導
- ・教育関係者、学生に対する「ものづくりの魅力」の発信(見学会・体験学習・講座等)
- ・技能フェスティバル、ものづくり体験教室の開催

[問合せ]沖縄県技能振興コーナー

(那覇市西 3-14-1 沖縄県職業能力開発協会内 TEL098-894-3231)

資料3 所管する条例

所管条例

- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和 47 年沖縄県条例第 31 号)
- 沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例(昭和 47 年沖縄県条例第 113 号)
- 沖縄県職業能力開発審議会設置条例(昭和 47 年沖縄県条例第 114 号)
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例(平成12年沖縄県条例第37号)
- 沖縄県雇用再生特別事業基金条例(平成21年沖縄県条例第8号)
- 沖縄県の契約に関する条例(平成30年沖縄県条例第41号)

資料 4 関連する附属機関

〇沖縄県職業能力開発審議会

知事の諮問に応じて職業能力開発計画その他職業能力開発に関する重要な事項を調査審議し、 必要と認める事項を関係行政機関に建議する組織。

- ① 設置条例 沖縄県職業能力開発審議会設置条例(昭和 47 年沖縄県条例第 114 号)
- ② 構 成 委員 15 人以内 (学識経験者、労働者代表、事業主代表) ※労働者代表と事業主代表は同数
- ③ 任 期 2年間

〇沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和 33 年法律第 158 号)第9条第1項の規定に基づき、駐留 軍関係離職者等に関する必要な施策について調査審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図る。

- ① 設置条例 沖縄県駐留軍関係離職者対策協議会設置条例(昭和47年沖縄県条例第113号)
- ② 構 成 委員 20 人以内(学識経験者、労働組合の代表者、経営団体の代表者、関係行政機関の職員) 幹事 若干名(労働組合の役員、経営者団体の役員、関係行政機関の職員)
- ③ 任 期 2年間

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号) 抜粋

第九条 都道府県及び市町村は、その区域内において多数の駐留軍関係離職者が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、当該都道府県又は市町村における駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例で、都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「地方協議会」という。)を置くことができる。

〇沖縄県契約審議会

沖縄県の契約に関する条例(平成30年沖縄県条例第41号)第6条第3項の規定に基づき、県の 取組方針を定めるに当たって調査審議し意見を述べるほか、知事の諮問に応じて、県契約に関する 重要な事項について答申し、又は建議する組織。

- ① 設置条例 沖縄県の契約に関する条例
- ② 構 成 委員8人以内(学識経験者、労働者団体及び経営者団体を代表する者)
- ③ 任 期 3年間

資料 5 沖縄県雇用対策推進協議会

本県の厳しい雇用失業情勢を改善し、県民が生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現を目指し、国・県・労働団体・経済団体が一体となり、地域の経済・雇用情勢を見通しつつ、効果的な雇用施策を協議し、推進することを目的とする。

○沖縄県雇用対策推進協議会委員

団体名	職名
沖縄県	知 事
一般社団法人沖縄県経営者協会	会 長
日本労働組合総連合会沖縄県連合会	会 長
沖縄労働局	局 長
内閣府沖縄総合事務局	局 長
沖縄県中小企業団体中央会	会 長

○沖縄県雇用対策推進協議会幹事会

区 分 行政分野 沖縄	
行政分野 沖縄	III 离工学桶如
沖縄	県子ども生活福祉部
沖縄	県農林水産部
沖縄	県文化観光スポーツ部
沖縄	県土木建築部
沖縄	県教育委員会
沖縄	労働局
沖縄	総合事務局
沖縄	県市長会
沖縄	県町村会
	県経営者協会
沖縄	県産業振興公社
沖縄	県中小企業家同友会
沖縄	県商工会連合会
沖縄	県中小企業団体中央会
沖縄	県工業連合会
沖縄	県商工会議所連合会
沖縄	県建設産業団体連合会
日本	:労働組合総連合会沖縄県連合
沖縄	県労働者福祉基金協会
沖縄	県農業会議
沖縄	県シルバー人材センター連合
高齢	・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部
沖縄	県社会保険労務士会
福祉分野沖縄	県社会福祉協議会
沖縄	県 母子寡婦福祉連合会
教育分野 沖縄	県大学就職指導研究協議会
沖縄	l県専修学校各種学校協会
国立	大学法人 琉球大学

資料 6 所管法人一覧

No.	法人名	所在地	電話	設立年月日	担当班
1	(一社)沖縄産業開発青年協会	〒905-1204 東村字平良 380-1	TEL 0980-43-2118 FAX 0980-43-2505	S32.08.05	能力開発班
2	(一社)沖縄県技能士会連合会	〒900-0036 那覇市西 3-14-1 (沖縄県職業能力開発協会内)	TEL 098-863-1116 FAX 098-866-4964	S61.05.17	能力開発班
3	(公社)那覇市シルバー人材センター	〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 (なは市民協働プラザ3階)	TEL 098-943-5658 FAX 098-943-5673	S57.04.22	雇用対策班
4	(公社)沖縄市シルバー人材センター	〒904-2155 沖縄市美原 3-1-1	TEL 098-929-1361 FAX 098-929-1366	S59.05.16	雇用対策班
5	(公社)浦添市シルバー人材センター	〒901-2103 浦添市仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター2 階)	TEL 098-875-1701 FAX 098-878-7927	S63.04.30	雇用対策班
6	(公社)うるま市シルバー人材センター	〒904-2203 うるま市字川崎 468 (いちゅい具志川じんぶん館1階)	TEL 098-972-2267 FAX 098-972-2269	H01.01.13	雇用対策班
7	(公社)宜野湾市シルバー人材センター	〒901-2201 宜野湾市新城 2-4-11	TEL 098-893-6828 FAX 098-893-6829	H02.02.16	雇用対策班
8	(公社)糸満市シルバー人材センター	〒901-0303 糸満市字兼城 471-2	TEL 098-992-1007 FAX 098-992-1002	H03.11.11	雇用対策班
9	(公社)石垣市シルバー人材センター	〒907-0002 石垣市真栄里 402	TEL 0980-83-8439 FAX 0980-83-8459	H04.08.17	雇用対策班
10	(公社)宮古島市シルバー人材センター	〒906-0013 宮古島市平良字下里 416-4	TEL 0980-72-8495 FAX 0980-72-9191	H04.09.11	雇用対策班
11	(公社)西原町シルバー人材センター	〒903-0111 西原町字与那城 135	TEL 098-944-1699 FAX 098-944-1835	H05.10.20	雇用対策班
12	(公社)北谷町シルバー人材センター	〒904-0101 北谷町字上勢頭 837-1	TEL 098-921-7722 FAX 098-921-7723	H13.02.22	雇用対策班
13	(公社)豊見城市シルバー人材センター	〒901-0212 豊見城市字平良 536	TEL 098-850-7716 FAX 098-850-7719	H14.10.31	雇用対策班
14	(公社)南城市シルバー人材センター	〒901-0611 南城市玉城字富里 167	TEL 098-852-6655 FAX 098-852-6656	H20.02.27	雇用対策班
15	(公社)名護市シルバー人材センター	〒905-0017 名護市大中 2-12-1	TEL 0980-53-3115 FAX 0980-43-0090	H21.04.01	雇用対策班
16	(公社)沖縄県シルバー人材センター連合	〒901-2132 浦添市伊祖 1-33-1 (牧港建設第 2 ビル 2 階)	TEL 098-871-0330 FAX 098-875-0255	H09.03.17	雇用対策班
17	(一財)沖縄駐留軍離職者対策センター	〒904-0034 沖縄市山内 4 丁目 1-40-2F	TEL 098-923-0033 FAX 098-923-0380	S48.04.16	労政企画班
18	(一財)沖縄県労働基準協会	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23 (九州沖縄トラック研修会館 3 階)	TEL 098-868-2826 FAX 098-869-1714	S48.05.09	労政企画班
19	(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 35-8	TEL 098-929-4001 FAX 098-929-4002	H13.04.13	労政企画班
20	(公財)沖縄県労働者福祉基金協会	〒900-0021 那覇市泉崎 2-105-18 官公労共済会館5階	TEL 098-996-4170 FAX 098-996-4171	H16.12.17	労政企画班

資料7 労働関係機関・団体一覧

厚生労働省・関連団体

機関名	所 在 地	電話
厚生労働省	100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 (中央合同庁舎第 5 号館)	TEL 03-5253-1111(代)
(独)高齡•障害•求職者雇用支援機構	261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2	TEL 043-213-6000
(独)労働者健康安全機構	211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1	TEL 044-431-8600
中小企業退職金共済事業本部	170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1	TEL 03-6907-1234
建設業退職金共済事業本部	170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1	TEL 03-6731-2841
(独)労働政策研究•研修機構	177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23	TEL 03-5903-6111(代)
(一社)日本勤労青少年団体協議会	181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-37-31	TEL 0422-29-8071
(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター	105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15	TEL 03-3433-2948
(一財)女性労働協会	105-0014 東京都港区芝 2-27-8	TEL 03-3456-4410

厚生労働省地方支部

	所 在 地		電 話·FAX
	(那覇第2合同庁舎1号館3階)	TEL FAX	098-868-1655 098-868-1635
900-0006 3	那覇市おもろまち 2−1−1 (那覇第2合同庁舎1号館3階)	TEL FAX	098-868-3701 098-951-3507
900-0006 3	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第2合同庁舎1号館3階)	TEL FAX	098-868-3877 098-868-1635
900-0006 3	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第2合同庁舎1号館3階)	TEL FAX	098-868-4380 098-869-7914
900-8601	那覇市おもろまち 1-3-25 (沖縄職業総合庁舎1~3 階)	TEL FAX	098-866-8609 098-866-0808
904-0003	沖縄市住吉 1-23-1 (沖縄労働総合庁舎1~2 階)	TEL FAX	098-939-3200 098-939-3209
905-0021	名護市東江 4-3-12	TEL FAX	0980-52-2810 0980-52-4091
906-0013 7	宮古島市平良字下里 1020	TEL FAX	0980-72-3329 0980-73-6834
	(石垣地方合同庁舎1階)	TEL FAX	0980-82-2327 0980-82-1389
	(グッジョブセンターおきなわ内)	TEL	098-867-8010
904-0004	沖縄市中央 2-28-1 (沖縄市雇用促進等施設(旧コリンザ)3 階)	TEL	098-939-8010
901-2114	浦添市安波茶 1−1−1 (浦添市役所1階)	TEL	098-876-0734
901-0364	糸満市潮崎町 1-1 (糸満市役所1階)	TEL	098-840-8184
		TEL	098-856-3335
904-2292	うるま市みどり町 1-1-1 (うるま市役所本庁舎西棟1階)	TEL	098-973-5614
901-8601 1	宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所)	TEL	098-893-5588
·		TEL	098-854-7433
900-0006 3	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎)	TEL	098-868-3344
904-0003	沖縄市住吉 1-23-1 (沖縄労働総合庁舎)	TEL	098-982-1263
905-0011	名護市宮里 452-3 (名護地方合同庁舎)	TEL	0980-52-2691
906-0013 7	宮古市平良字下里 1016	TEL	0980-72-2303
907-0004	石垣市登野城 55-4	TEL	0980-82-2344
	900-0006 ; 900-0006 ; 900-0006 ; 900-0006 ; 900-8601 ; 904-0003 ; 905-0021 ; 906-0013 ; 907-0004 ; 901-2114 ; 901-0364 ; 901-0292 ; 904-2292 ; 904-2292 ; 904-0003 ; 905-0011 ; 906-0013 ;	900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) 900-8601 那覇市おもろまち 1-3-25 (沖縄職業総合庁舎 1~3 階) 904-0003 沖縄市住吉 1-23-1 (沖縄労働総合庁舎 1~2 階) 905-0021 名護市東江 4-3-12 906-0013 宮古島市平良字下里 1020 907-0004 石垣市字登野城 55-4 (石垣地方合同庁舎 1 階) 900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階 (グッジョブセンターおきなわ内) 904-0004 沖縄市中央 2-28-1 (沖縄市屋用促進等施設(旧コリンザ) 3 階) 901-2114 浦添市安波茶 1-1-1 (浦添市役所1階) 901-0364 糸満市潮崎町 1-1 (糸満市役所1階) 901-0292 豊見城市宜保 1-1-1 (豊見城市役所1階) 901-8601 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所) 901-8601 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所) 900-0022 那覇市桶川 1-15-15 (那覇第1合同庁舎) 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) FAX 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) FAX 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) FAX 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) FAX 7EL (那覇第 2 合同庁舎 1 号館 3 階) FAX 900-8601 那覇市おもろまち 1-3-25 (沖縄職業総合庁舎1~3 階) FAX 904-0003 沖縄市住吉 1-23-1 (沖縄労働総合庁舎1~2 階) FAX 905-0021 名護市東江 4-3-12 TEL FAX 907-0004 石垣市字登野城 55-4 (石垣地方合同庁舎 1 階) FAX 900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カブーナ旭橋 A 街区 6 階 (グッジョブセンターおきなわ内) 904-0004 沖縄市中央 2-28-1 (沖縄市雇用促進等施設 (旧コリンザ) 3 階) TEL 901-2114 浦添市安波茶 1-1-1 (漕添市役所1階) TEL 901-0364 糸満市潮崎町 1-1 (糸満市役所1階) TEL 901-0292 豊見城市宜保 1-1-1 (豊見城市役所1階) TEL 901-8601 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所) TEL 901-8601 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所) TEL 900-0002 那覇市結ろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎) TEL 900-0003 沖縄市住吉 1-23-1 (沖縄労働総合庁舎) TEL 904-0003 沖縄市住吉 1-23-1 (沖縄労働総合庁舎) TEL 905-0011 名護市宮里 452-3 (名護地方合同庁舎) TEL 905-0011 名護市宮里 452-3 (名護地方合同庁舎) TEL 906-0013 宮古市平良字下里 1016 TEL

職業能力開発施設等(県内)

機関名	所 在 地	電 話·FAX
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業訓練支援センター 沖縄職業能力開発促進センター	904-0105 北谷町吉原 728-6	TEL 098-936-1755 FAX 098-936-1853
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業能力開発大学校 (ポリテクカレッジ)	904-2141 沖縄市池原 2994-2	TEL 098-934-6282 FAX 098-934-6287
県立具志川職業能力開発校	904-2241 うるま市兼箇段 1945	TEL 098-973-5954 FAX 098-974-7465
県立浦添職業能力開発校	901-2113 浦添市字大平 531	TEL 098-878-5627 FAX 098-876-4400
沖縄県女性就業・労働相談センター	900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階 (グッジョブセンターおきなわ内)	TEL 098-863-1788 FAX 098-863-1787

職業能力開発関連団体(県内)

機関名	所 在 地	電 話·FAX	
沖縄県職業能力開発協会	900-0036 那覇市西 3-14-1	TEL 098-862-4278 FAX 098-866-4964	
那覇地域職業訓練センター	900-0036 那覇市西 3-14-1 (沖縄県職業能力開発協会内)	TEL 098-868-0439	
沖縄県地域技能振興コーナー	900-0036 那覇市西 3-14-1 (沖縄県職業能力開発協会内)	TEL 098-894-3231	

労働福祉団体等(県内)

機関名	所 在 地	電 話·FAX
日本労働組合総連合会沖縄県連合会	900-0036 那覇市西 3-8-14	TEL 098-866-8905
沖縄県労働組合総連合	900-0026 那覇市奥武山町 26-24 (奥武山マンションビル 201)	TEL 098-859-2110
沖縄県労働金庫	900-0029 那覇市旭町 1-9	TEL 098-861-0118
(公財)沖縄県労働者福祉基金協会	900-0021 那覇市泉崎 2-105-18 (官公労共済会館 5 階)	TEL 098-996-4170
沖縄県勤労者互助会	900-0021 那覇市泉崎 1-19-3 (ライオンズマンション泉崎 102)	TEL 098-943-9750
(一財)沖縄駐留軍離職者対策センター	904-0034 沖縄市山内4丁目 1-40-2F	TEL 098-923-0033
(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター	904-0014 沖縄市仲宗根町 35-8	TEL 098-929-4001
建設業退職金共済沖縄県支部	901-2131 浦添市牧港 5-6-8 (沖縄県建設会館 2 階)	TEL 098-876-5214 FAX 098-870-4565
(一社)沖縄県労働基準協会	900-0001 那覇市港町 2-5-23 (九州沖縄トラック研修会館 3 階)	TEL 098-868-2826
(独)駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部	904-0202 嘉手納町字屋良 1058-1	TEL 098-921-5531

使用者団体等(県内)

機関名	所 在 地	電 話·FAX
(一社)沖縄県経営者協会	901-0152 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター6 階)	TEL 098-859-6151
沖縄県商工会議所連合会	900-0033 那覇市久米 2-2-10	TEL 098-868-3758
沖縄県商工会連合会	901-0152 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター6 階)	TEL 098-859-6150
沖縄県中小企業団体中央会	900-0011 那覇市字上之屋 303-8	TEL 098-860-2525
沖縄県中小企業家同友会	901-0152 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター6 階)	TEL 098-859-6205
(公社)沖縄県工業連合会	901-0152 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター6 階)	TEL 098-859-6191
(一社)沖縄県建設業協会	901-2131 浦添市牧港 5-6-8	TEL 098-876-5211
(一社)沖縄県生産性本部	901-0152 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター4 階)	TEL 098-857-0141

その他関連団体等(県内)

機関名	所 在 地	電 話·FAX
(公財)産業雇用安定センター沖縄事務所	900-0032 那覇市松山 1-1-19 (JPR那覇ビル 8 階)	TEL 098-860-0750 FAX 098-860-0760
沖縄障害者職業センター	900-0006 那覇市おもろまち 1-3-25 (沖縄職業総合庁舎 5 階)	TEL 098-861-1254 FAX 098-861-1116
(公財)介護労働安定センター沖縄支部	900-0016 那覇市前島 3-25-5 (アネックスビル1階)	TEL 098-869-5617 FAX 098-869-5618
(公社)沖縄県シルハー人材センター連合	901-2132 浦添市伊祖 1-33-1 (牧港建設第 2ビル 2 階)	TEL 098-871-0330 FAX 098-875-0255
沖縄県キャリアセンター	900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階 (グッジョブセンターおきなわ内)	TEL 098-866-5465 FAX 098-862-5014
沖縄県労福協就労サポートセンター	900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階 (グッジョブセンターおきなわ内)	TEL 098-860-7845 FAX 098-894-7135
沖縄県おしごと応援センターOne×One	900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階 (グッジョブセンターおきなわ内)	TEL 098-865-5003
沖縄県おしごと応援センターOne×One 中部サテライト	904-0004 沖縄市中央 2-28-1 (沖縄市雇用促進等施設(旧コリンザ)3 階)	TEL 098-923-0078
なはし創業・就職サポートセンター	900-0004 那覇市銘苅 2-3-1 (なは市民協働プラザ Bコア地下 1 階)	TEL 098-988-3163
沖縄市就労支援センター	904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1 (沖縄市役所 1 階)	TEL 098-939-1212
地域若者サポートステーション沖縄	904-0004 沖縄市中央 2-28-1 (沖縄市雇用促進等施設(旧コリンザ)3 階)	TEL 098-989-4224
地域若者サポートステーション琉球	901-2111 浦添市経塚 745-7(経塚駅前医療モール 3 階)	TEL 098-917-2086
地域若者サポートステーションなご	905-0013 名護市城 2-12-3 (渡具知ビル 102 号)	TEL 0980-54-8600
(公財)沖縄県産業振興公社	901-0152 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター4 階)	TEL 098-859-6255 FAX 098-859-6233